FPG
Financial Products Group

平成 24 年 12 月 5 日

各　　位

会 社 名　株　式　会　社　F　P　G
代表者名　代表取締役社長　谷　村　　尚　永
（東証第一部・コード：7148）
問合せ先　取締役経理部長　久 保 出　　健 二
（ TEL. 03-5288-5691）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 5 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 12 月 21 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

（１）当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図り、事業領域の拡大に対応するために、現行定款第２条(目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
（２）現行定款第２５条（取締役会の決議方法等）につきまして、会社法第３７０条の括弧書きを反映するものであります。
（３）現行定款第２９条（相談役および顧問）につきまして、取締役会の決議により設置できることから削除するものであります。
（４）以上の変更に伴い、現行定款の各規定の条数及び項数を整備するものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　　更　　案
（商　　号）	（商　　号）
第１条　〈条文省略〉 ②　当会社の英文社名は、Financial Products Group Co.,Ltd.と称する。	第１条　〈現行どおり〉 当会社の英文社名は、Financial Products Group Co.,Ltd.と表示する。
（目　　的）	（目　　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～11.　〈条文省略〉	１．～11.　〈現行どおり〉
〈新　　設〉	12. 不動産の売買、賃借、仲介、所有、管理、利用およびコンサルティング
〈新　　設〉	13. 不動産特定共同事業法に基づく事業
〈新　　設〉	14. 信託法に掲げる方法によってする信託に係る業務
12. 前各号に付帯する一切の業務	15. 前各号に付帯または関連する一切の業務

現　行　定　款	変　　更　　案
第３条～第 24 条　〈条文省略〉	第３条～第 24 条　〈現行どおり〉
（取締役会の決議方法等）	（取締役会の決議方法等）
第 25 条　〈条文省略〉	第 25 条　〈現行どおり〉
②　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	②　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。
第 26 条～第 28 条　〈条文省略〉	第 26 条～第 28 条　〈現行どおり〉
（相談役および顧問）	〈削　　除〉
第 29 条　取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。	
第 30 条～第 31 条　〈条文省略〉	第 29 条～第 30 条　〈現行どおり〉
（任　　期）	（任　　期）
第 32 条　〈条文省略〉	第 31 条　〈現行どおり〉
任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	②　〈現行どおり〉
（常勤の監査役）	（常勤の監査役）
第 33 条　〈条文省略〉	第 32 条　〈現行どおり〉
（監査役会の招集通知）	（監査役会の招集通知）
第 34 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 33 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②　〈条文省略〉	②　〈現行どおり〉
第 35 条 ～第 44 条　〈条文省略〉	第 34 条～第 43 条　〈現行どおり〉

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成24年12月21日（予定）
定款変更の効力発生日　　平成24年12月21日（予定）

以　　上